

BB4Uインターネット接続サービス契約約款

する場合は、契約者は残余の期間に対応する利用料金に消費税相当額を加算した額を解除金として当社に支払うものとします。

第一章 総則

第1条 (本約款の適用)

伊藤忠ケーブルシステム株式会社（以下「当社」）は、このBB4Uインターネット接続サービス契約約款（以下「本約款」）を定め、本約款に従って、契約者（第2条1項3号に定める者。以下同じ）に対しBB4Uインターネット接続サービス（以下「本サービス」）を提供します。

第2条 (用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 本サービス：本約款に基づき当社が契約者に専用回線及びインターネットサービスプロバイダー機能を提供するサービスであり、インターネットプロトコルにより、通信等の機能を提供するサービス。
- 利用契約：本約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約。
- 契約者：本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者。
- 契約者設備：当社の本サービスの提供を受ける為、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。
- 本サービス用設備：当社が本サービスを提供するにあたり、マンション共用部に設置する電気通信設備及びソフトウェア。
- 専用回線：本サービスを提供する為に当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線。

第3条 (契約者への通知)

- 当社は、当社発行の電子メールアドレスの送信、書面の郵送または当社のホームページに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により契約者への通知を行います。
- 当社は、本条1項の規定に基づき、当社から契約者に対し随時必要な事項を通知するものとします。
- 本条1項および2項の規定に基づき、当社から契約者への通知を当社発行の電子メールアドレスの送信または当社ホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力された日に行われたものとします。

第4条 (本約款の変更)

- 当社は、契約者に対して事前の通知を行った上で、本約款を変更できるものとします。この場合、本約款の変更後の内容とともに効力発生日を契約者に通知します。
- 当社は、本約款に定める通知について、契約者に通知することに代えて、当社ホームページ上に掲載することによっても行うことができるものとします。

第二章 利用契約

第5条 (提供条件)

本サービスは、当社がインターネットシステムを導入するマンションでのみご利用いただけます。

第6条 (最低利用期間)

- 本サービスの最低利用期間は、本サービス提供後、課金を開始した月から起算して2ヶ月とします。
- 契約者は、本条1項の最低利用期間内に利用契約を解除した場合は、当社が定める期日までに、第12条及び別途定める料金表に基づき、当社に対し解除手数料を支払うものとします。

第7条 (利用の申込み)

- 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」）は本約款に同意の上、当社指定の申込方法により必要事項を当社へ提出するものとします。
- 20才未満の方が利用契約の申込をする場合には、法定代理人の同意を必要とします。
- 利用契約の内容を変更する場合は、当社指定の申込書により契約内容の変更手続きをするものとします。

第8条 (契約の承諾)

- 利用契約は、前条（利用の申込み）に定める申込みに対して、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。
- 当社は、本条1項の規定にもかかわらず、当該申込みを承諾する何らの義務もないものとし、次のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - 利用契約の申込者が、本サービスの利用料金その他の本約款に規定する料金及び料金以外の債務（以下「債務」）に関する費用支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - 本サービスの申込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明したとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。
 - 申込者が、本サービス約款に同意できないとき。
 - 申込者が、第7条1項の必要事項を提出しないとき。この場合、既に当社が必要事項の一部を受領しているときは、その必要事項の受領後1ヶ月間保管し、その後、申込者に通知することなく破棄します。
- 本条2項5号を除き、利用契約の申込みを当社が拒絶した場合、当社は契約者に対し書面を以てその旨を通知します。

第9条 (契約に基づく権利の譲渡)

契約者は、利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者へ譲渡することができません。

第10条 (契約者の地位の承継)

- 契約者について相続があった場合、相続人は契約者の地位を承継します。
- 本条1項の規定により契約者の地位を承継した相続人は、相続の日から3ヶ月を経過する日までにその旨を当社に届け出るものとします。但し、当該期間内に相続の届け出が行われなかった場合には、契約者の相続人は契約者の地位を承継せず、当該相続の日付にて解約したものとします。
- 本条1項の場合において、契約者の地位を承継した相続人が2人以上いる場合は、そのうち1人を代表者と定め、本条2項の手続きを取るものとします。

第11条 (契約者の氏名等の変更)

- 契約者は、その氏名、電話番号等申込時の届出内容について変更があった場合は、当社に速やかに連絡するものとします。
- 本条1項の連絡があった場合、当社は、契約者に対し身分を証明する書類等を提出して頂くことがあります。
- 本条1項から2項の連絡が無かったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第12条 (契約者が行う契約の解除)

- 契約者は、利用契約を解除するときには、当社指定の申込書に必要事項を記載の上、当社に提出するものとし、申込書の到着を以て受理されたものとします。ただし、最低利用期間内に解除

- 1日から25日までに到着したのものについては最長で当月の末日または当月以降の指定月の末日、26日から末日までに到着したのものについては最長で翌月の末日または翌月以降の指定月の末日に解除されるものとします。
 - 申込書の提出方法は、郵便、ファクシミリ（FAX）または電子メールのいずれかとなります。電子メールの場合は、当社指定書面（電子ファイル）を添付の上、当社指定のアドレス宛に送信するものとします。
2. 本条1項の場合、当社は既に受領した月額利用料、その他の債務の払い戻し等は一切行わないものとします。

第13条 (当社が行う契約の解除)

- 当社は次の場合には、直ちに利用契約を解除することがあります。
 - 第19条（本サービスの停止）に基づき本サービスの提供を停止された契約者が、本サービスを停止される原因となった事実について相当の期間を定めて是正催告を受けたにも拘わらず、当該事実を是正しないとき。
 - 契約者が支払停止または支払不能に陥ったとき、自ら振出し又は引き受けた手形もしくは小切手につき不渡りの処分を受けたとき、あるいは取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 契約者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てがあったとき又は滞納処分を受けたとき。
 - 契約者が破産、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特定調停手続開始の申し立てがあったとき、または清算手続に入ったとき。
- 当社は、次の場合にはあらかじめ契約者にそのことを通知の上、利用契約を解除することがあります。
 - 契約者が本契約に違反したとき。
 - その他、当社が当該契約者に本サービスを提供することを不適当と判断した場合。
- 契約者が本条2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当社に対する一切の債務について、当社からの通知、催告がなくても当然に期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を現金で支払うものとします。

第三章 契約者の義務等

第14条 (管理義務)

- 契約者は、本サービスを第三者に使用させず、第三者と共有あるいは第三者に許諾しないとともに、本サービスの使用及び管理について一切の責任を持つものとします。
- 契約者は、本サービスを利用するための情報（ID等）を第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することの無いよう管理するものとします。
- 当社は、本サービスが第三者に使用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負わないものとします。
- 契約者は、本サービスが、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示に従うものとします。

第15条 (自己責任の原則)

- 契約者は、本サービスの利用に伴い第三者（国内外を問いません。以下同様とします。）に対して損害を与えた場合、第三者からクレームを通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合または第三者に対してクレームを通知する場合も同様とします。
- 当社は、契約者の故意または過失により損害を被ったときは、契約者に当該損害の賠償を請求することが出来るものとします。

第四章 利用中止及び利用制限

第16条 (禁止行為)

契約者は、本サービスを利用して以下の行為を行ってはならないものとし、当社より該当契約者に対し警告したにもかかわらず改善なき場合は契約の解除及び一時停止を行うことがあります。

- 当社または第三者の権利を侵害する行為および侵害するおそれのある行為。
- 当社または第三者の特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等の知的財産権及び私的財産を侵害する行為および侵害するおそれのある行為。
- 秘密情報を閲覧または漏洩したり、通信傍受する等、当社または第三者のプライバシーを侵害する行為および侵害するおそれのある行為。
- 当社または第三者に不利益または損害を与える行為およびおそれのある行為。
- 当社または第三者を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- 赤害、暴力、残虐等公序良俗に反する行為、その恐れのある行為およびその他公序良俗に反する情報を、第三者に提供する行為。
- 猥褻、虐待（児童虐待含む）、児童ポルノ等児童および青少年に悪影響をおよぼす画像、音声、文字または文章等を送信、記載または掲載する行為。
- 無限連鎖講（ネズミ講）もしくは連鎖販売取引（マルチ商法）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- 犯罪行為、犯罪を誘発する行為およびおそれのある行為。
- 営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- 性風俗、宗教、政治に関する活動。
- 第三者に無断で広告もしくは勧誘する文章等を送信する行為。
- 本条1項1号から12号までいずれかの規定に該当するコンテンツアクセスを助長する行為およびおそれのある行為。
- 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- メールアドレスまたはパスワードを不正に使用する行為。
- コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて配信、取得または提供する行為。
- 通信の伝送交換に妨害を与える行為。
- 回線を多大に専有し、他の利用者の接続に影響をきたす行為およびおそれのある行為。（不特定多数とのファイル共有ソフトの利用等）
- 本条各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為およびおそれのある行為。
- 法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- 21) その他、当社が不適切と判断する行為。

第17条 (利用制限)

当社は、電気通信事業法8条（重要通信の確保）に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保の為、または秩序維持の為に必要な事項を内容とする通信や公共の利益のための緊急通信

を取り扱う為、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。この場合、当社は当該処置により契約者が被った損害を賠償する何らの義務もないものとします。

第18条 (本サービスの中止/中断)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中止/中断することがあります。
 - (1) 当社の本サービス用設備の保守点検又は工事上止むを得ないとき
 - (2) 本サービス用設備の障害等止むを得ない事由の緊急メンテナンスがあるとき
 - (3) 第17条(利用制限)の規定又は戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他非常事態が発生したとき。
 - (4) 電気通信事業者等が電気通信サービスを中止したとき。
 - (5) その他、当社が本サービスの運営上一時的な中止/中断が必要と判断したとき。
2. 当社は、本条1項の規定により本サービスの利用を中止/中断するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 本条1項から2項の場合、当社は本サービスの中止/停止によって契約者が被った損害を賠償する何らの義務もないものとします。

第19条 (本サービスの停止)

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者に対して、本サービスの提供を一定期間停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます)、または支払いが行われないおそれがあるとき。
 - (2) 契約時に虚偽の申告をした場合。
 - (3) 入力されている情報の改ざんを行った場合。
 - (4) 第16条(禁止行為)各号の何れかに該当した場合。
 - (5) 違法な態様において、本サービスを利用したと当社が判断した場合。
 - (6) その他、本約款の何れかに違反した場合、または当社の事業運営を妨害した場合。
2. 前項の場合、当社は本サービスの停止によって契約者が被った損害を賠償する何らの義務もないものとします。

第20条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスを廃止(終了)することがあります。
2. 当社は、本条1項の規定により本サービスを廃止(終了)するときは、契約者に対し、廃止(終了)日の3ヶ月前までに、書面によりその旨を通知します。
3. 当社は本サービスの廃止(終了)によって契約者が被った損害を賠償する何らの義務もないものとします。

第21条 (情報等の削除)

1. 当社は、契約者による本サービスの利用が第16条(禁止行為)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対してクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、契約者がデータ等を各サービスに定める容量を超えて発信した場合、またはその他の理由で運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずる事があります。
 - (1) 第16条(禁止行為)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消の為協議を行うよう要求します。
 - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報、データの全部または一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
 - (5) 第19条(本サービスの停止)に基づき本サービスの利用を停止します。
 - (6) 第13条(当社が行う契約の解除)に基づき利用契約を解除します。
2. 前項の措置は第15条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用にさいしては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第五章 料金等

第22条 (利用料金等)

1. 当社が提供する本サービスの料金(以下「料金」)は、別途定める料金表に基づくものとします。
2. 料金の支払い方法は、クレジットカードによるものとしますが、利用可能なクレジットカードの詳細に関しては、別途当社が定めるところによります。

第23条 (料金の計算方法)

月額利用料は、別途定める料金表より計算します。

第24条 (契約者の支払い義務)

1. 契約者は、利用契約の申込みを行い、当社の承諾を受けたときは、本サービスに係わる初期費用および月額利用料を支払うものとします。
2. 第18条(本サービスの中止/中断)又は第19条(本サービスの停止)の規定により本サービスの提供が中止/中断又は停止された場合における当該中止/中断又は停止の期間は、本サービスの提供があった期間として取り扱い、契約者は同期間につき料金支払義務を負うものとします。
3. 第20条(本サービスの廃止)の規定により本サービスの提供が廃止された場合には、契約者は当該廃止月の月額利用料金全額を当社に支払うものとします。

第25条 (割増金)

料金の支払いを不法な手段により免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として支払うものとします。

第26条 (遅延損害金)

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払い期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払い期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。
2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

第27条 (消費税)

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされる場合は、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第六章 損害賠償

第28条 (損害賠償)

1. 契約者は、本サービスを利用して発信する情報につき一切の責任を負うものとします。また、契約者が本サービスの利用によって他の契約者又は第三者に対して損害を与える等により紛争を生じた場合、当該契約者は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与えないものとします。

2. 契約者が本契約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して相応の損害賠償の請求をおこなうことができるものとします。
3. 本サービスの提供が中断した場合(第18条から第20条に規定する場合を含む)、当社は、本約款に規定されていること以外の一切の責任を負わないものとします。
4. 本条1項から3項に定めるもののほか、当社は、契約者が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用することにより、または利用出来なかったことにより発生した一切の損害について、当社の故意または重大過失に基づくものを除き、一切の責任を負わないものとします。
5. 本約款の如何なる規定にも拘わらず、当社が契約者に対して負担する賠償責任は、請求の原因の如何を問わず、契約者に現実生じた直接損害に限定され、利用契約及び本約款に基づき契約者が当社に支払った料金の総額を超えないものとし、いかなる場合にも、契約者に生じた間接的、派生的及び特別損害並びに逸失利益については、当社は責任を負わないものとします。

第七章 インターネット設備

第29条 (インターネット設備保守サポート業務)

1. 本サービス用設備に故障が発生した場合、無償にて修理します。ただし火災、落雷、水害、地震等に起因する場合は有償とします。
2. 専有部住戸内設備については、有償にて対応します。ただし、契約者設備は対象外とします。
3. 専用回線については、当社が借り受けた電気通信事業者が保守作業を行うが、当社が借り受けた電気通信事業者に対する一次対応は当社が行います。
4. 本条1項から3項の保守業務時間は、平日(土曜日、日曜日および祝祭日・年末年始を除く)午前9時より午後5時までとします。

第30条 (モデムレンタル)

接続方式がVDSL方式(電話線を介しての接続)の場合は、本サービスの利用にあたり、当社よりVDSL機器および付属品を契約者に対してレンタルします。当社と契約者とのレンタル契約については、VDSL機器レンタル利用約款にしたがうものとします。

第八章 通信の秘密及び個人情報等

第31条 (通信の秘密の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの提供を確保する為に必要な範囲でのみ使用、または保存します。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜査)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、契約者が第16条(禁止行為)各号のいずれかに該当する禁止行為を行った場合、契約者は通信の秘密による保護の権利を放棄したものとみなし、契約者の通信の秘密に属する情報の一部を開示する事が出来ます。

第32条 (個人情報の管理)

1. 本申込書を通じて取得したお客様の個人情報やクレジットカード情報(以下あわせて「個人情報」)は、伊藤忠ケーブルシステム株式会社(個人情報管理者 ライフコンテンツサービス部長 privacy@itochu-cable.co.jp)が管理します。
2. 当社は、本申込書を通じて取得したお客様の個人情報は以下の利用目的で利用します。
 - (1) サービスの障害や保守等に関するご案内をお客様に連絡するため
 - (2) サービスにおける障害時や保守時等の連絡のため。
 - (3) サービス料金の決済のため
 - (4) 商品又はサービスの紹介のため
 - (5) その他、サービスをより簡便に利用できるようにするため
3. 当社は、本申込書により取得した個人情報を、本人の同意なく第三者に提供しません。ただし、次の場合は除きます。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要になる場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 本申込書への個人情報の記入及び提出はお客様の任意となりますが、必要な情報を提出いただけない場合、申込みができません。
5. 本申込書を通じて取得したお客様のクレジットカード情報はサービス料金の決済のために利用します。
6. クレジットカードによるお支払手続きのため、本申込書に記載された個人情報の一部を郵送またはファイル転送にて、該当の金融機関へ提供させていただきます。本サービスは「GMOペイメントゲートウェイ株式会社」のクレジットカード代行サービスを利用しており、お客様の決済情報の一部をGMOペイメントゲートウェイ株式会社が保有いたします。
7. 本サービスの提供を確保する為に、本申込書により取得した個人情報を保守・サポート業務の委託に伴い、当社が委託する第三者に提供する場合があることを承諾していただきます。なお、当社が個人情報を提供する場合は、契約により、適切な個人情報管理を行うよう委託先に義務付けるものとします。
8. 当社は、8条2項3項を除き当社が定める保存期間である利用契約の終了後7年間の経過後は、個人情報を消去するものとします。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができることを承諾していただきます。
9. 本申込書にご記入頂きました個人情報に関し、お客様には、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供停止の権利があります。

上記の権利の行使について、これらの請求をおこなう際には、下記のお問合せ窓口までご連絡をお願い申し上げます。

宛先: 〒141-0022 東京都品川区東五反田 3-20-14 高輪パークタワー
伊藤忠ケーブルシステム株式会社 ライフコンテンツサービス部
担当: 個人情報相談窓口 電話: 03-6277-1828
メール: privacy@itochu-cable.co.jp

第33条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及び契約者または申込者は、相手方に対して、次の各号について表明し、保証します。
 - (1) 契約者または申込者は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体をいう)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして当社の業務の妨害を行ったりは不当要求行為をなさないこと、契約者の主要な出資者または役員等が反社会的勢力の構成員

でないこと。

- (2) 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと。
 - (3) 取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等含む）が存在しないこと。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと。
 - (5) 自らの役員及び従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
2. 当社及び契約者または申込者は、相手方に対して、自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証します。
- (1) 脅迫的な言動又は暴力行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
 - (4) 相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び契約者または申込者は、相手方が前二項に違反した場合、相手方に何ら通告することなく、本契約を解除することができるものとします。
4. 当社及び契約者または申込者は、前項に基づき本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとします。

第34条（協議等）

1. 本サービスの利用に関して、本約款、当社が別に定める事項及び当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者との間で双方誠意を持って協議し解決するものとします。
2. 本サービスの利用に関して当社と契約者との間に紛争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

発行：2005年 6月

改定：2015年12月

改定：2017年 5月

伊藤忠ケーブルシステム株式会社